

解

説

最近のオートフォーカス関係の特許係争 (2)

An Autofocus-related Litigation

—Minolta Camera Co. Ltd. v. Honeywell Inc.— (2)

小 倉 磐 夫*

Iwao OGURA

15. 1980年代中期のハネウエル社の状況

この訴訟の背景として1980年代中期以降のハネウエル社の状況を考える必要がある。そのころからハネウエルの行ったドラチックナリストラと訴訟の進行は密接な関係をもつに至るからである。もともとハネウエルは、ミネアポリスを本拠にほとんど100年になんなんとする長い歴史をもつ会社でサーモスタットならびに空調機器製造のパイオニアだった。ハネウエルの丸形サーモスタットと呼ばれる商品は世界中で親しまれ、1900年からこのかた約6000万個が売りさばかれたという実績がある。この穏健かつ堅実な社風でしられたハネウエルが軍需産業に深く関わりをもつようになったのは第2次大戦以来である。日本の主要都市を焼きつくしたB29爆撃機の機体はもちろんボーイング製だが、B29をB29たらしめたものは防空戦闘機の上昇限度を越えて悠々と飛ぶ排気タービン駆動のスーパーチャージャー付きエンジンと、当時からピンポイント爆撃を誇号した爆撃照準機であった。この2つの機器にはいずれもハネウエルの製品が組み込まれている。排気タービン自体はGE製だがそのコントローラーはハネウエル製であったし、爆撃照準機の制御部となるオートパイロットもハネウエル製であった。以来ハネウエル社の航空宇宙部門は成長を続け、温調・空調機器につぐ同社の第2の柱になったが、1986年にこれも名門スペーランド社の航空・宇宙部門を買収したあたりから収益が悪化した。航法機器の分野で軍需に強いハネウエルにとって、民需に強いスペーランドの航法機器部門を組み合わせたという意味で、この買

取そのものはハネウエル自体の事業内容と相性は非常によかったというが、10億ドルを越す高額買収であったため、この投資に見合う収益が出なかった。そのためハネウエルは企業内容以上の金額を支払わされたとして訴訟までおこしている。これに追い討ちを掛けたのが東西間の冷戦解消で、軍需予算は大幅に削減され、ハネウエルの経営内容は急激に悪化する。これがハネウエルがドラチックナリストラを行うに至った背景であり、またそのリストラのための資金源を得るためにこの特許訴訟が起こされたと見ることができる。

16. 1986年2月のハネウエル社の警告状

MAXXUM発売からほぼ1年後の1986年2月にハネウエルはミノルタに向けて、MAXXUMにはハネウエル所有の特許に対し、侵害の事実ありとしてnotification、つまり日本でいうところの催告書あるいは警告状を発送している。発売されたMAXXUMを購入分解テストしたのかもしれないし、ミノルタ発行のカタログ、プロシユアの類を分析したのかもしれない。もちろん催告書あるいは警告状を出さずに直接に訴状を提出するということもできる訳だが、催告書をあらかじめ出しておけば相手に特許の存在を知らせると同時に、後になって損害賠償を請求するときに期間算定の初めの日時を設定できることにもなる。ともかくこの時点から実際に訴訟が起こされるまで、さらに1年数か月あるわけだが、この間にミノルタ側がどういう考えかたをとっていたかの詳細はわからない。おそらく当初は訴訟が起きて勝ると楽観していたふしはある。なぜ楽観したかだが第一は α システムの技術的優位性であり、第二はライツを初めとする各種先行技術の存在による安心感であったかもしれない。この1年間にハネウエル側はミノルタに対しMAXXUMについてロヤリティーの請求を求める交渉を継続

* 千葉大学工学部画像工学科
〒263 千葉市稲毛区弥生町 1-33
Faculty of Engineering, Chiba University,
1-33 Yayoi-cho, Inage-ku, Chiba 263

していたがついにまとまらず交渉は決裂する。今にしていうのも何であるが、もしこの時点で交渉が成立していればミノルタの被害は極めて僅少で止まった筈である。

17. ミノルタのシグマ提訴

これよりさき 1986 年 3 月のカメラショウにシグマはミノルタの α シリーズ用交換レンズを発表する。レンズ専業メーカーとしては最初でありミノルタ自身の α システムの発表から 1 年 2 か月後であった。この事件はミノルタをいたく刺激し同年 8 月 26 日にミノルタはアメリカ合衆国コロンビア州の連邦地裁にシグマを提訴する。これはハネウエルがミノルタを提訴する 8 か月以前であり事前に催告書を発送することなくただちに訴訟という直接行動に出た。この事件もやはりハネウエル事件との関わりがある。シグマは 1986 年初頭からミノルタと協議を申しこんでいたが、これをミノルタは拒否したといわれている。当時すでにミノルタが α システム関係で出願した国内特許だけで 350 件以上が知られており、米国出願はもちろん多クレーム制であるから件数ははるかに少ないがすでに主要なものに権利が付与されつつあったのである。シグマ・ミノルタ訴訟の詳細は不明であるが恐らくレンズ内に ROM を収納する件であるとか、レンズマウントのある特定の方位に駆動軸を設けることに争点があったと思われる。このシグマ・ミノルタ訴訟は攻守立場をことにしているがミノルタにとって対ハネウエル訴訟の一種の前哨戦になった。ミノルタ・ハネウエル訴訟で被告側に立ったミノルタがハネウエルの特許をライツその他の先行特許で戦ったと同じようにシグマ・ミノルタ訴訟では被告側のシグマがハネウエルの先行特許を武器にミノルタと戦うという構図が見られたのは当然であろう。結局 1988 年 2 月にいたりミノルタ側から和解の申出があり両者の間に和議が成立した。1987 年 4 月にハネウエルから提訴されるにおよび、ミノルタとしては前門の虎、後門の狼という状況を脱し、全力で主敵ハネウエルに当たらなければならなかったのである。

18. ハネウエルの提訴

1987 年 4 月 20 日ハネウエルは自らの本社の所在地ミネアポリスの連邦地裁に提訴する。

アメリカの裁判制度は州政府のものと連邦政府のものとが重なる二重制度になっていて複雑だが連邦特許法に関する民事訴訟は連邦地裁が担当すると定められている。もとの言葉は district court だが直訳して区裁判所としているものもあるが仕事の内容からいって地方裁判所と訳するのが適当であろう。米国の連邦裁判制度は全国を

13 の巡回裁判区にわけそのそれぞれに多くの連邦地方裁判所が存在する。巡回裁判区も日本にはないことばだが circuit の訳である。

米国での訴訟の開始は非常に簡単である。日本の裁判のように最初に高額の入印紙を貼ったりすることもなく、弁護士も日本のように多額の着手金を要求しないが訴訟の進行に従い、費やした時間に比例して一時間あたり数百ドルの単価で計算された請求書がタクシーの料金のように膨大な費用が請求されてくる。

ハネウエルが最初にミネアポリスで提出した訴状を見てみよう。特許侵害の具体的事実は何等記載されず、各項目の最初が「情報と信念によれば」(Upon information and belief)の一言で片付けられていることが日本の訴訟と根本的に異なる。訴状に記載されていなくても、いずれ事実は訴訟の進行とともにディスカバリーによって明らかになっていくのである。しばしば日本で使われる「訴状を見ていないから、何も答えられない」という常套句はほとんど意味をなさないことが多い。訴状を見ても具体的内容はほとんど記載されていないからである。つぎの訴状は修正されて被告にミノルタコーポレーションがくわえられた後のものである。

19. 訴状の内容

ハネウエル INC. 原告 (Plaintiff) 対ミノルタカメラ CO., LTD., およびミノルタコーポレーション 被告 (Defendants)

本訴訟は米国法典 35 の 271 条および 281—285 条を含む米国特許法にもとづき提起する。当裁判所は米国法典 28 の 1338 (a) の規定により管轄権をもち、被告ミノルタカメラの裁判地に関しては米国法典 28 の 1391 (d) により当裁判区である。ミノルタコーポレーションの裁判地は米国法典 28 の 1400 (b) により当裁判区である。

訴状には以下 3, 860, 935 標題「オートフォーカスカメラ」、3, 875, 401 標題「焦点検出装置」および 4, 002, 899 標題「焦点検出装置」の 3 つの特許についての記述と、「情報と信念によれば」これをミノルタが侵害しているという訴えが簡単に記述されている。ついで最後の原告の要求をみてみよう。

原告ハネウエルはここに、この訴訟における陪審審理を要求する。

以上の理由により (WHEREFORE), 原告ハネウエルはつぎのような判決を請願する：

(A) 被告ミノルタジャパンおよびミノルタ USA は米

国特許 3, 860, 935; 3, 875, 401 および 4, 002, 899 を侵害した;

(B) 被告ミノルタジャパンおよびミノルタ USA とその代理人, 使用人, 幹部, 役員, 従業員, および直接および間接に関与するすべての人が米国特許 3, 860, 935, 3, 875, 401 および 4, 002, 899 を侵害すること, 侵害させることならびに侵害を助けることを禁止する。

(C) 被告ミノルタジャパンおよびミノルタ USA はミノルタの侵害の結果としてハネウエルが被った損害の明細を報告し, 賠償することを命じられ, また被告の行為がウィルフル (willful), デリベレイト (deliberate), かつインテンショナル (intentional) な侵害であることを考慮して損害賠償額は 3 倍とすること。

(D) 原告ハネウエルは米国法典 35 の 285 条により経費および弁護士費用が支払われること。

(E) 原告ハネウエルは裁判所が公正かつ適正と考えるこれ以外の救済がうけられること。

ハネウエル INC.

代理人弁護士 Robert T. Edell Esq. 署名

米国の連邦裁判所および州裁判所にはそれぞれ裁判地に関して複雑な法律, 規定, 判例があり原告と被告はそれぞれ戦略的に有利な選択をしようと綱引きをする。ハネウエル側の訴状にある裁判地の設定に対してはミノルタ側は忌避の申し立てをし, 裁判地をミノルタコーポレーションの所在地ニュージャージーに移す申し立てをし, これが認められてこの訴訟はニュージャージー連邦地裁に移送される。

また訴状に陪審請求とあるのが目をひく。これが後に多くの論議をよんだ陪審 (ジュライ, jury) であるが, 米国の民事訴訟では訴訟の金額が 20 ドル以上ならば陪審を請求できる。原告が請求してもよいし被告が請求してもよい。統計によれば陪審がつくと原告が勝つ確率は大いに向上するというからハネウエル側としては請求したのであろうが, このために双方の当事者は莫大な手間と費用を払うことになる。米国の訴訟は訴状を裁判所に提出すると同時に被告側にそのコピーを送達することで始まる。この種の送達を専門に引き受けるクーリエ会社がある。配達証明にはミノルタの代理人弁護士に訴状を手渡した日時場所が明記されサインが付いている。

20. アメリカ特許訴訟における侵害

歴史的に多くの判例の積みあがで今日の侵害論が形成されたわけだが, これも時日の経過とともに大きな周期で揺れ動いているようである。ミノルタ・ハネウエル訴

訟でも 1992 年の評決の直前に判事が陪審に対する説示 (Jury Instruction) において当然のことながら侵害についてかなり丁寧に時間をかけている。そこでは特許が侵害されるされ方には 2 通りあるとしている。それは「文言どおりの侵害」と「均等論に基づく侵害」である。

21. 文言どおりの侵害

これは Literal Infringement の訳である。この場合の立証責任は原告側にある。判事はこう言っている。「ミノルタの製品がハネウエルの特許クレームのいずれかを文言どおりに侵害していることを立証するには, ハネウエルは証拠の優越性 (preponderance of evidence) によって特許のクレームの本質的部分がミノルタの製品なかに見出だされることを立証しなければならない。言い換えればもしミノルタの製品が, ハネウエルの特許のいづれかあるいはすべてを含むならばハネウエルの特許は文言どおりに侵害されている。しかし文言通りの侵害は些細な言葉の端まで厳密な一致を要求しない」。ここで「証拠の優越性」という米国独特の法律用語がでてくるが, これについても陪審に対する説示があって要するに「あなたのき心のなかに, それが真実でないとするよりも, 真実であるとする方がよりありそうだという信念をもたらず証拠」だという。刑事裁判の証拠よりもずっとゆるやかな証拠でよいということである。

22. ミーンズクレームと文言どおりの侵害

ここで最も問題になるのは米国特許のクレームがミーンズ, 訳すれば手段, という言葉を使って書かれていることが多いことだろう。いわゆる米国特許のミーンズ・クレーム (means claim) である。具体的な物の名前をあげて, 構造だとか機能を説明するよりもミーンズという言葉を使った方が便利で権利の範囲も広がるからである。正確にいえばミーンズ プラス ファンクションクレーム (means plus function claim) である, こういう記載法が許されることは米国特許法 112 条 6 節に条文がある。こういう俗にいうミーンズ・クレームの場合にはたして文言どおりの侵害とはなぞどういうことを意味するのだろうか。特許におけるミーンズ プラス ファンクションの要素はその要素が何をするかというファンクション機能的部分と, その機能を実行する構造を表現するミーンズ手段的部分を持つ。

たとえば問題の 401 号特許を見てみよう。発明のクレームの 1 に焦点検出装置は次のものを含む, として「1 個の放射を集め, 受けるミーンズ」とあり, 先に進むとまた「光の強度分布を変化させるための調整をするミ-

ンズ」という具合に至るところにミーンズがでてくる。これに対して陪審に対する説示はこう言う。「もしハネウエルが証拠の優越性により、訴追された製品がクレームにおけるミーンズ プラス ファンクション 要素と同じ機能を実現し、またその機能を実現するために特許に示されているのと同じかあるいは均等な構造を用いていることを証明すれば、そのクレームに対する文言どおりの侵害が存在する。しかしながら、もし訴追された製品がクレームにおけるミーンズ プラス ファンクション 要素と同じ機能を実現しないか、あるいはもしおなじ機能を実現したとしても特許に示されているのと同じかあるいは均等な構造を用いるのでなければ、そこには文言どおりの侵害が存在しない。」結局のところ文言どおりの侵害というが、特許のクレーム自体がミーンズ プラス ファンクションで記載されているためにその包含する範囲は非常に広いものになる。実際にこの訴訟で争われた特許はいずれもミーンズ プラス ファンクションで記載されていたためにハネウエルは文言どおりの侵害を立証しようとし、ミノルタは文言どおりの侵害の非存在を主張した。

23. 均 等 論

陪審に対する説示はこう言う。「たとえクレームのすべての要素がミノルタの製品のなかに文言どおりに存在するというわけではなくとも、ミノルタの製品がハネウエルのクレームの1つもしくはそれ以上を侵害するということがありうる。そのような場合、もしハネウエルが証拠の優越性により、文言どおりには異なっていたとしても、ミノルタの製品がハネウエルの特許のクレームの少なくとも1つに均等であることを証明すれば侵害は存在することになる。これが『均等論』と呼ばれるものである。この均等論のもとで侵害が存在するかどうかのテスト法は、ミノルタの製品がハネウエルの製品と比較したとき、実質的に同じ方法(way)で、実質的に同じ機能(function)を実行し、実質的に同じ結果(result)をもたらすかどうかを見ればよい」。この均等論は米国の特許侵害裁判に19世紀の半ばから現れた考え方で、権利をどこまで拡張解釈されるかというときに必ずでてくるものである。歴史的に有名なものとして1853年のWinans事件というのがあり、石炭運搬車の荷重が一樣にかかるようにするため原告はクレームに下向きに尖った円錐台の形状をした荷台の発明を記載するが、被告は同じく8角錐台の荷台を生産したというものである。原告のクレームにはもちろん8角錐台の記述があるわけではない。しかし連邦最高裁判所は僅差をもって侵害を認めたのであ

る。発明の実質が同じで形状が種々に変更が可能な場合はたとえクレームに記載されていなくてもその発明を具体化するためのすべての形状まで権利が主張できるという考えが均等論(Doctrine of Equivalents)であり、米国特許裁判における侵害判断の大きな原則になっている。特許のクレームがつぶれない限りなんのかの言っても結局、均等論でその権利範囲は拡張解釈されていくのである。

24. 周辺限定主義

米国の特許公報には多数のクレームが記載されている。場合によっては20も30もクレームが記載されているが、これはわが国の特許公報が特許の請求範囲を記載しこれに若干の実施例を付け加えるというのとはおおいに異なり、このクレームの集積自体が特許権の範囲を決めるというものだ。つまり、土地の権利に例えれば自分の所有する土地に範囲を20本なり30本なりの杭を打ち込んで、その外周で所有権の及ぶ範囲を決めるというのに似ている。現在の米国特許はこの20なり30なりのクレームでその権利の及ぶ範囲の境界、すなわち周辺を限るという意味で周辺限定主義(Peripheral Limitation)という。

25. グレーバー・タンク事件の判例

均等論は特許の権利を拡大解釈しようという方向の原則であり、周辺限定主義は権利の範囲を限って、その中に閉じ込めようとする原則で両者は互いに逆の方向にあるという矛盾をはらんでいる。ところが周辺限定主義のもとでもなお拡大解釈を支持したのが有名な1950年に連邦最高裁判所が下したグレーバータンク対リンデ・エアプロダクツ事件の判決である。これは特許侵害事件でしばしば引用されるリーディング・ケースであるから一応以下に説明する。

これは電気溶接に使う融材(フラックス)の成分に関する侵害事件だが、判決には次のような文章がある。「原告ユニオン・エアプロダクツ社の所有する特許の成分からなるユニオンメルト・グレード20と呼ばれる融材と、被告グレーバータンク社の製品リンカンウエルド660が侵害しているかどうか争われた。ユニオンメルトの製造に関わる特許はアルカリ土金属の珪酸塩と弗化カルシウムを組合わせたものであが、実際にはユニオンメルトは2種類のアルカリ土金属の珪酸塩、すなわちカルシウムとマグネシウムの珪酸塩を含んでいる。リンカンウエルドの組成はカルシウムとマンガン(後者はアルカリ土金属に属さない)の珪酸塩をもってカルシウムとマグネ

シウムの珪酸塩に置き換えている以外はユニオンメルトの組成と同じである。ここでマンガンはアルカリ土金属に属さない。他のすべての観点からみても両者の組成は全く同じである。これらの組成物が用いられる機械的方法は似ている。両者は作用において同一であり、種類と質において同一の溶接をもたらす。」

リンデ社側のクレームには明らかにアルカリ土金属と明記してあるのだ。これは元素の周期律表でいえば第2族に相当し、これに含まれる元素はベリリウム、マグネシウム、カルシウム、ストロンチウム、バリウム、ラザウムの6種類しかない。それをグレーターバンク社はあることか周期律表でいえば第7族、いわゆるマンガン族に属するマンガンを置き換えて同等の効果をえたのだという。これに対し判決は結局クレームの範囲を超えて「均等の原理」あるいは「均等論」と呼ばれるものの成立を認めたのである。この判決で Jackson 判事は特許の模倣にたいする痛烈な批判を展開している。

少し長くなるが引用する。「法廷は、文言のすべての細部までコピーしていないというだけで特許化された発明の模倣を黙認するということが、特許の保護を空洞化した無用のものとするだろうという認識に達した。そのような制限は破廉恥な模倣者が、重要でもなく、また本質的でもないが、何ものをも付け加えずにコピーされた物をクレームの外、したがって法の届く範囲外におくのに足るだけの変更や置き換えをする余地を与えたり、実際には勇気づけたりするのである。特許を盗もうとする人は、著作権のある出版物や戯曲をひょうせつしようとする人とおなじようにひょうせつという事実を隠し、おおうために小さいな変化を付け加えるだろう。露骨でストレートな真似というのは、さえない非常に希なタイプの侵害である。こういうものを禁ずることが出来ないとすれば発明者はさして意味のない形式的文言の意のままになってしまい、実質を形式に従属させることになる。また直接的侵害しか禁ずることが出来ないとすれば発明者から彼の発明の利益を奪うことになり、発明者をして、特許制度の主要目的である発明の公開よりもむしろ、その秘匿に追いやることになるであろう。均等論はこうした経験から発展してきたのである。この原理の本質は特許に対する欺瞞を許さないことである。ほとんど1世紀も前に Winans 対 Denmead 事件以来、この原理は最高裁および連邦下級審で一貫して適用され続け、今日でもその適用が適当な状況が発生したときは、いつでもその利用は準備され続け、また可能であり続けている。厳しい論理を軽減し、また侵害者が発明者の利益を盗むことを妨げるために、『もし、ある装置が実質的に同じ機能を、

実質的に同じ方法で行い、実質的に同じ結果を得たならば』、特許出願者はこの均等の原理を行使して、その装置の生産者に対し法的手段をとることができる。」

実に勇ましい判決である。この部分だけ読むと判決というより、むしろ均等論のアジテーションである。しかし独創性を守り通そうとするアメリカ人の意気込みというか気迫が伝わってくることは確かだ。この『 』の部分がある有名な均等論のトライパータイト・テスト (tripartite test) といわれるもので、ミノルタ・ハネウエル事件でも判事が陪審に対して行った説示に述べられている。訳すれば3部テストだろうかと整理すれば

- (1) 実質的に同じ機能 (function)
- (2) 実質的に同じ方法 (way)
- (3) 実質的に同じ結果 (result)

となる。一見、明快のようであるが、実際問題にあてはめれば、それほどスッキリ行くわけではない。しかしながらミノルタ・ハネウエル事件では均等論にもとづく論議はおこなわれなかった。

26. 故意の侵害と3倍賠償

米国特許法 284 条は損害賠償の規定であるが、そのなかに「裁判所は、評決または決定された額の3倍まで損害賠償を増額することができる」という部分がある。どのような場合に賠償額の引上げられるかといえば、故意の侵害 (willful infringement) あるいは悪意の訴訟 (wanton litigation) が実証されたときに限るという。このうちつねに危険性をほらむのが故意の侵害である。故意の侵害とは何か、ここでも判事の接示を引用すると「1つの行為が自発的 (voluntarily) かつ意図的 (intentionally) に行われたとき、その行為は故意に (willfully) なされたという。行為が過失、不注意、事故あるいはその他無知に基づく理由では十分ではない。故意の侵害は、訴追された侵害者が少なくとも、特許の権利を無謀にも無視して行動したときにのみ発生する。被告が原告の特許を知っていること、および被告がその行動を行う権利をもつと信ずるにたる正当な根拠がない、という2点を原告が証明すれば故意の侵害は成立する」。

東京に事務所をもつある国際特許法の専門家の意見によると、「あの特許にひっかかるかな、どうかな?でもまず大丈夫だろう」などという程度のものはまず故意の侵害になってしまうという。日本の刑法の用語に「未必の故意」というのがあるが、ちょうど日本の未必の故意が米国民事訴訟法の故意に相当するという。ちなみに未必の故意とは「犯罪を積極的に犯そうと思っているわけではないが、自分の行為の結果としてそういうことも起こ

り得るかもしれない」と思いつつ、ある行為をする心理状態をいう。

27. 法律事務所

ハネウエル側は事件の初期に最初の訴状に代理人として署名しているボブ・エーデル (Robert T. Edell) という特許専門の弁護士が所属する, Merchant, Gold, Smith, Edel, Walter & Schmidt 法律事務所に依頼して訴訟をスタートした。この事務所は特許を専門にしている。もちろんボブ・エーデルも最後までハネウエル側のメンバーであったが、その一方で Elbin Medved の率いるハネウエル法務部は法廷の弁論に備えて、トライアル・テクニック (Trial Technique 法廷技術) にたけた弁護士を全米規模で探しのちに遂にミネアポリス市の Robins, Caplan, Miller & Ciresi 事務所に所属するパートナー弁護士の Michael V. Ciresi 弁護士を探しあてるのである。このマイケル・チレン氏に訴訟の総指揮をゆだねたことがハネウエルの勝因の第一に数えられている。ミネアポリス市にはハネウエルの本社があり、のちに Medved 氏は「灯台もと暗し」とはこのことだといっている。ミノルタ側は当初は Bruns, Doane, Swecher & Mathis 事務所を使ってスタートしたがのちに訴訟に契約違反問題がもちこまれるにおよび Milgrim, Thomajan & Lee 事務所を追加する。

28. 裁判地の移送

ハネウエルからの訴状を受けたミノルタは1987年5月13日にニュージャージー州所在の現地法人ミノルタ・コーポレーションの名義でニュージャージー州連邦地裁にハネウエルから訴えられた3件の特許の無効、権利行使不能および非侵害の確認を提訴したが、これを受けてハネウエル社は同年6月3日に被告にミノルタ・コーポレーションを加え訴状を訂正した。ついで同年6月26日ミノルタはミネソタ訴訟の棄却と審理をミノルタ・コーポレーションの所在地ニュージャージーに移送する申し立てを提出した。同年12月18日にミネソタ連邦地裁はミノルタに対し裁判管轄権を有し、ミノルタ本社は間接的に特許侵害をしている可能性があるため、ハネウエルの訴えは適法であるがミノルタ・コーポレーションの所在地の関係から裁判地はニュージャージー州が適当であるとしてニュージャージー州連邦地裁への移送を命じた。1988年1月24日にハネウエルとミノルタの間で協定が結ばれ、ミノルタは前年5月13日に提出した確認訴訟を取下げ、ハネウエルはオートフォーカス関係特許についてのミノルタとの争いはすべてニュージャージー連

邦地裁で行うことを約束した。

29. オガワ特許の侵害訴訟の追加

1988年4月11日になってハネウエルは特許侵害訴訟にオガワ特許 USP Re29,299 を追加した。この訴訟はのちにストーファー特許訴訟に併合された。この内容はオートフラッシュを主体とするもので、オートフォーカス訴訟以上に広範な影響をもつ特許である。

30. ハネウエル会長交替のおよぼす陰

ミノルタ・ハネウエル事件を時系列で追ってみると1988年の夏あたりを境に事件の様相がすっかり変わっていくということに気付く。たとえばハネウエルの賠償請求金額である。当初は2000万から3000万ドル程度であったと田嶋英雄社長がニッケイ・ビジネス誌に述懐しておられる。しかし最終的なハネウエルの請求額は二億六千万ドルとも言われるから、最初に比べて約1桁、十倍以上に跳ね上がったわけだ。この間に一体なにがあったのだろうか。信頼すべき情報によると1988年のある時期まで、ハネウエルは少しずつ金額を下げ、ミノルタも少しずつ譲歩し両者の言い分が非常に接近して今一步で和解というところまで行ったのだという。そのとき最も接近した金額というのがどの程度かはもちろん不明だが、これについても先の田嶋英雄氏の談話が大きなヒントになる。そこでは最初ミノルタ側は500万ドル前後と思ったというのだから、その開きは訴訟の開始時点で1500~2500万ドルである。これが相当歩み寄ったということは、両者の主張の差が700~1000数百万ドル程度まで接近したのではないかと想像される。当たらずとも遠くない金額だと思うのだが。とにかくもう一声というところまで行って纏まらなかったというのは惜しんでもあまりある。そのまとまらなかった原因はハネウエルの最高経営責任を兼ねる会長の交替にあったという指摘は重要である。親日家としても聞かえたエドソン・スペンサー会長が1987年末あたりを最後に退任して、気鋭57才のジェームズ・J・レニエ氏に交替したのであり、これはハネウエル自身のリストラクチャリングと密接な関係がある。今から考えると桁違いに安い金額でまとまりかけていた話にストップをかけたのは新会長レニエ氏であったという。温情主義の前会長のペースでことが運んでいた間に和解できなかったことは惜しんでもあまりある。1988年の半ば以降からハネウエルの動きは慌ただしい。すなわち同年の年末も押し詰まった12月の29日というのだから驚かされるが、ハネウエルからミノルタに対しマクサムの開発者123名の役割、分担を特定せよと

いう強制開示命令が出される。また初期にハネウエルから特許侵害の警告を受けた会社は 1988 年の 2 月まではミノルタの他ではキャノン、ニコン、ペンタックスおよびヤシカの 4 社であったが 1989 年としが明けるやいなや突然、アンスコ、チノン、アサヒ、マツシタ、オブテックス、リコー、フジフォト、ハニメックス、コニカ、オリンパス、プレミアと当たるを幸いという感じで 11 社を槍玉にあげる。ペンタックスと旭が重複している。

31. TCL の生産中止予告

また 1988 年で忘れてはならないのはハネウエルがコロラドスプリングスの工場における TCL の生産を 1 年以内に中止すると大口のコンシューマーに予告したことである。これはコニカの光学部門にちょっとしたパニックを巻き起こすことになる。コニカはビジトロニックモジ

ュールの最初のユーザーであったばかりではなく、当時フル稼働していた JVC のホームビデオの光学系の設計生産を一手に引き受けていたからだ。この JVC の方式は AF に TCL モジュールを組み込んだものだったから、TCL の供給が止まるのは一大事である。結局 JVC の AF 方式が光学系に頼らない、いわゆる「山登り方式」に転換するのだが、AF の分だけコニカの収益は減ってしまう。

1988 年、米国の議会は通商法 337 条を改正したため、2 年後にハネウエルはこの改正条項の適応を申請することになる。こうして波乱に満ちたミノルタ・ハネウエル事件の 1988 年は過ぎていったのであるが、この年の 12 月ミノルタの特許部長は安宅健氏から久保田勇氏に代わりさらに翌年、久保田氏は取締役役に昇進する。ミノルタは対ハネウエル訴訟に本格的な守備を固めつつあった。